

# 市民後見人養成講座（基礎研修）

## 説明会・研修会 参加者募集

「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する講座（基礎研修）を開講します。

\*成年後見制度は、認知症などにより判断能力が十分でない方の権利を守り、支援する制度です。

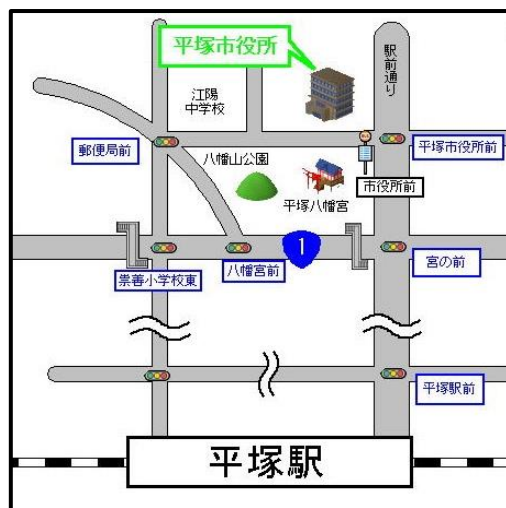
### 説明会日時・会場

- ① 平成29年 5月13日（土）10時～
- ② 平成29年 5月17日（水）13時30分～

概ね、2時間程度で、①と②は同じ内容です。30分前より受付を開始します。

平塚市役所（浅間町9-1）本館3階302会議室

\*参加希望の方は下記の問い合わせ先にお電話、FAX、E-mailのいずれかで申込みください



ご来場の際は公共交通機関(電車、バス等)をご利用ください。

### 対象

平塚市民で、成年後見制度に関心があり、市民後見活動を担う意欲のある方  
詳細は、裏面をご確認ください。

※説明会に出席していることが、養成講座受講の応募要件となっています。  
受講を希望する方は、必ず上記のいずれかの説明会にご出席ください。

### 説明会の内容

- ・市民後見人養成講座(基礎研修)の概要
- ・日程、受講申込方法、応募資格、定員
- ・基礎研修の内容等

### 問い合わせ先

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会権利擁護推進部  
かながわ成年後見推進センター  
電話 045-312-5788  
FAX 045-322-3559  
E-mail kouken@knsyk.jp



ひらつか花アグリ  
キャラクター  
「あぐりちゃん」

主催：社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(神奈川県委託事業)

## 市民後見人養成講座（基礎研修）募集の概要

### ○ 応募資格

次のすべてに該当する方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、平塚市に住民登録があり、今後も、引き続き平塚市内に居住する予定の方
- ② 平成30年3月31日現在の年齢が、満25歳以上の方
- ③ 今回開催する説明会に出席し、且つ基礎研修の全日程の受講が可能な方
- ④ 民法第847条に定める、後見人の欠格事由（家庭裁判所で免ぜられた法定代理人・保佐人又は補助人、破産者、行方の知れない者）に該当していないこと

なお、後見活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も、平日に常勤のお仕事等をされる見込の方は、本講座の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。

### ○ 定員

平塚市に在住の方 15名

※ 受講者の決定に際しては、審査を行います。その結果により、定員に満たない人数となる場合があります。

### ○ 内容

日程・会場	テーマ	主な研修内容
【第1日】 7/25(火) 県社会福祉会館	権利擁護としての 成年後見	・開講式
		・地域福祉(地域福祉、権利擁護の理念)
		・市民後見概論Ⅰ
		・成年後見制度総論、各論
【第2日】 8/2(水) 県社会福祉会館	対象者の理解	・障がいのある人の理解(精神障害)
		・高齢者、認知症の理解
		・障がいのある人の理解(知的障害)
【第3日】 8/24(木) 平塚市役所	民法の基礎/市民後見の 意義と役割	・民法(家族法、財産法)
		・高齢者、障がい者の消費者トラブルについて
		・成年後見制度と市町村責任、成年後見制度利用支援事業 日常生活自立支援事業
		・市民後見概論Ⅱ、市民後見人による実践報告
		・事例検討(グループワーク、発表)
【第4日】 8/31(木) 平塚市役所	市民後見に向けて	・市民後見概論Ⅲ
		・試験
		・閉講式

会場は、第1日・第2日は横浜市内で、第3日・第4日は平塚市内での開催の予定です。なお、研修時間は9時から17時までを予定しています。

受講申込方法等については、説明会において詳しくお伝えいたします。

### ○ その他

本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるわけではありません。

本基礎研修を修了された方には引き続き、実践研修の開講が予定されています。この2つの研修を経て養成講座の修了となります。

養成講座を修了された方については、当面、法人として成年後見人等を受任する団体(主に市社会福祉協議会が想定されます)において、選考等により、法人後見の支援員(後見サポーター)として後見活動に参加いただくことを予定しております。